

広見町・日吉村合併協議会

第2回 会議資料

日 時：平成16年2月5日（木）午後2時～

場 所：日吉村住民センター 3階ホール

第 2 回 会議次第

日程第 1 開 会

日程第 2 会長あいさつ

日程第 3 開議

日程第 4 会議録署名委員の指名

日程第 5 報告

(1) 報告第 11 号 新町建設計画策定小委員会報告について

日程第 6 協議

(1) 協議第 3 号 新町の名称について

(2) 協議第 4 号 新町の事務所の位置について

(3) 協議第 5 号 財産の取扱いについて

(4) 協議第 6 号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

(5) 協議第 7 号 地方税の取扱いについて

(6) 協議第 8 号 地域審議会の取扱いについて

(7) 協議第 9 号 新町建設計画について

(8) 協議第 10 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

(9) 協議第 11 号 条例、規則等の取扱いについて

(10) 協議第 12 号 組織及び機構について

(11) 協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについて

(12) 協議第 14 号 補助金、交付金等の取扱いについて

(13) 協議第 15 号 行政連絡機構の取扱いについて

(14) 協議第 16 号 町字名の取扱いについて

(15) 協議第 17 号 慣行の取扱いについて

(16) 協議第 18 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

日程第 7 その他

第 3 回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第 8 閉会あいさつ

日程第 9 閉 会

報告第11号

新町建設計画策定小委員会報告について

新町建設計画策定小委員会について別冊のとおり報告する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

協議第3号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町の名称について
新町の名称は、きほく町とする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成 16 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

新町の事務所の位置について
1 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永 8 0 0 番地 1（現在の広見町役場）とする。
2 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。
3 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、2 町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定するものとする。
4 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 5 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

財産の取扱いについて
2 町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 6 号

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

- 1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。
- 2 新町議会議員の定数は、____人とする。
- 3 新町議会議員選挙の選挙区は、最初の一般選挙に限り、旧町村単位で選挙区を設けることとする。
- 4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第7号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

地方税の取扱いについて
1 税率については、各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。
2 納期については、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から、新たに納期を定めるものとする。
3 納期前納付に対する報奨金については、1円未満切捨てにより算出した額とする。
4 納税組合に対する納税奨励金制度は廃止の方向で検討する。

平成 年 月 日確認

協議第 8 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。
--

各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。
--

平成 年 月 日確認

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設 置 区 域
広見地区地域審議会	合併前の広見町の区域
日吉地区地域審議会	合併前の日吉村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に依りて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事項
- (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画を担当する課において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

協議第9号

新町建設計画について

新町建設計画について提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町建設計画について
新町建設計画については、新町建設計画策定小委員会において検討し、協議会で協議する。

平成 年 月 日確認

新町建設計画策定スケジュール

日時	期間	合併協議会	県	国
平成16年1月下旬	2週間	新町建設計画原案の作成 1月小委員会		
平成16年2月上旬		2月小委員会	地方局の意見集約	
	2ヶ月	新町建設計画原案の意見照会 2月小委員会	本庁での意見集約	15年度
		3月小委員会		
		3月小委員会		
平成16年4月上旬	3週間	新町建設計画原案の修正 4月小委員会	合併協議会への回答	16年度
		合併協議会での審議		
		新町建設計画修正案の作成 4月小委員会		
平成16年4月下旬	2ヶ月	新町建設計画修正案の審議 5月小委員会	地方局の意見集約 本庁での意見集約	
平成16年6月下旬		新町建設計画最終案の作成 6月小委員会	合併協議会への回答	
	3週間	7月小委員会 合併協議会での最終案の承認		
平成16年7月下旬		新町建設計画正式協議	文書処理	
平成16年8月上旬	2週間	新町建設計画決定	合併協議会への回答	
平成16年8月中旬	3週間	合併協定書の調印		
平成16年8月下旬		町村議会による議決		
平成16年8月下旬	2週間	合併申請	議案作成	
平成16年9月中旬	2週間	定例議会 2、6、9、12月	県議会へ上程	
平成16年10月上旬	3ヶ月		県議会による議決	
			廃置分合の処分・総務大臣への報告	総務大臣による告示
平成17年1月1日		合併の効力発生		
	11ヶ月			

建設計画策定小委員会

協議第10号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関については、2町村に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 5 新町の長の職務執行者については、合併までに2町村の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 11 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

条例、規則等の取扱いについて

広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例・規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。

条例、規則等の制定については、次の方法による。

- 1 2 町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容調整を行う。
- 2 1 町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。
- 3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って内容調整を行う。
- 4 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の区分による。
合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。
町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるもの。

各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するもの。

平成 年 月 日確認

協議第12号

組織及び機構について

組織及び機構について提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

組織及び機構について

- 1 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の庁舎を有効活用したものとす。
 - (1) 日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。
 - (2) 現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。
- 2 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- 3 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

【新町における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

 - (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構
 - (2) 住民の声を適正に反映できる組織機構
 - (3) 簡素で効率的な組織機構
 - (4) 新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構
 - (5) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構
 - (6) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構
 - (7) 本庁と支所からなる組織機構

平成 年 月 日確認

協議第13号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

一部事務組合等の取扱いについて
1 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
2 鬼北土地開発公社については、新町として、引き続き加入するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第14号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

補助金、交付金等の取扱いについて
現在の2町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第15号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

行政連絡機構の取扱いについて
行政連絡機構（区長・組長制度等）については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から調整する。

平成 年 月 日確認

協議第16号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

町字名の取扱いについて
大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第17号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成16年2月5日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

慣行の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1 町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。2 町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。3 名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 18 号

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて
農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 新町の選挙による委員の定数は、20 人とする。また、報酬の額は、合併時に調整する。

平成 年 月 日確認

その他

1 第3回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第3回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年3月9日(火)午後2時から

場 所 広見町民会館 3階大会議室